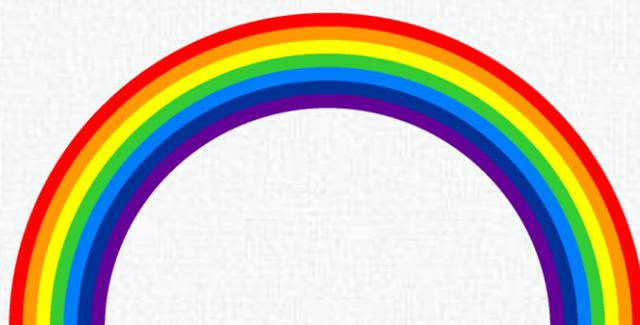


第2次鹿屋市地域福祉計画

(令和5年度～令和9年度)

<改訂版>

概要版



地域でともに支えあい、
誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや



令和5年3月

鹿屋市



1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

本市では、平成 25 年 3 月に策定した「鹿屋市地域福祉計画」において地域福祉に関する取組の方向性を示し、福祉分野における各個別計画に基づき、地域福祉施策の推進を図ってきました。

一方で、少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人と人とのつながりが希薄になり、また、情報通信技術等の進歩とともに価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー、8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世代や発達に支援を要する子どもの増加、災害時要援護者支援など、従来の支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第2次鹿屋市地域福祉計画」を策定するものです。

【地域共生社会のイメージ】

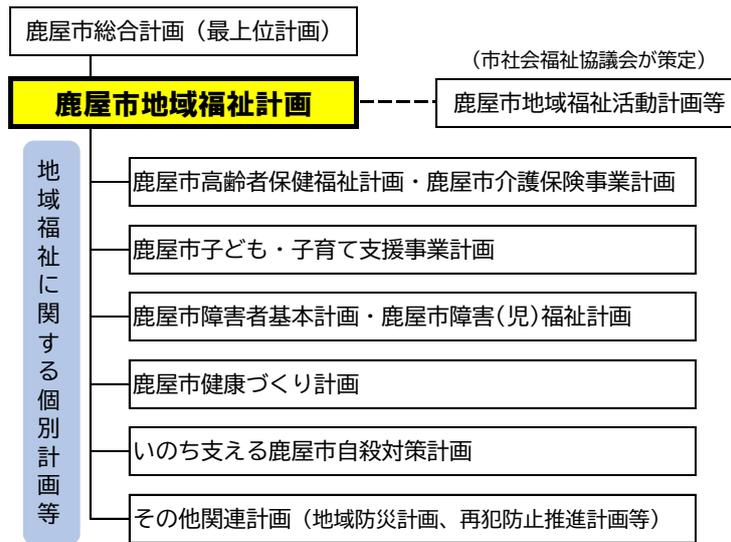


図：厚生労働省資料より

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けます。将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性について、市政運営を総合的かつ計画的に進めていく上での最上位計画である「第 2 次鹿屋市総合計画」に即した計画とします。

また、社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。



3 計画期間

計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年		
総合計画	第1次(前期)			第1次(後期)			第2次																	
地域福祉計画	第1次											第2次												
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第4期		第5期		第6期		第7期		第8期															
子ども・子育て支援 事業計画	次世代育成支援対策行動計画					第1期			第2期															
障害者基本計画	第1期					第2期																		
障害(児)福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																		
健康づくり計画	第1次(改訂版)			第2次(前期)			第2次(後期)																	
いのち支える 自殺対策計画												第1期												
地域福祉活動計画等 (社協計画)	第1次					第2次					第3次													

4 基本理念

本市は、これまで、地域住民がともに支え合い、生涯にわたっていきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。一方、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、地域における課題は複雑化・複合化しています。

このような課題の解決に取り組んでいくためには、地域住民をはじめ、地域で活動する多様な団体、福祉事業者や社会福祉協議会などの関係機関や行政が制度や分野の垣根を超えて課題を共有し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

これらを踏まえ、第2次鹿屋市地域福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**地域でともに支えあい、
誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや**

本計画では、子どもから高齢者、障がい者など、多様な地域住民が互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

5 基本目標

基本目標1 地域がつながるまちづくり

地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が連携しながら、人のつながりや地域を生かし、住みよさを実感できる地域づくりに取り組めます。

基本目標2 人にやさしいまちづくり

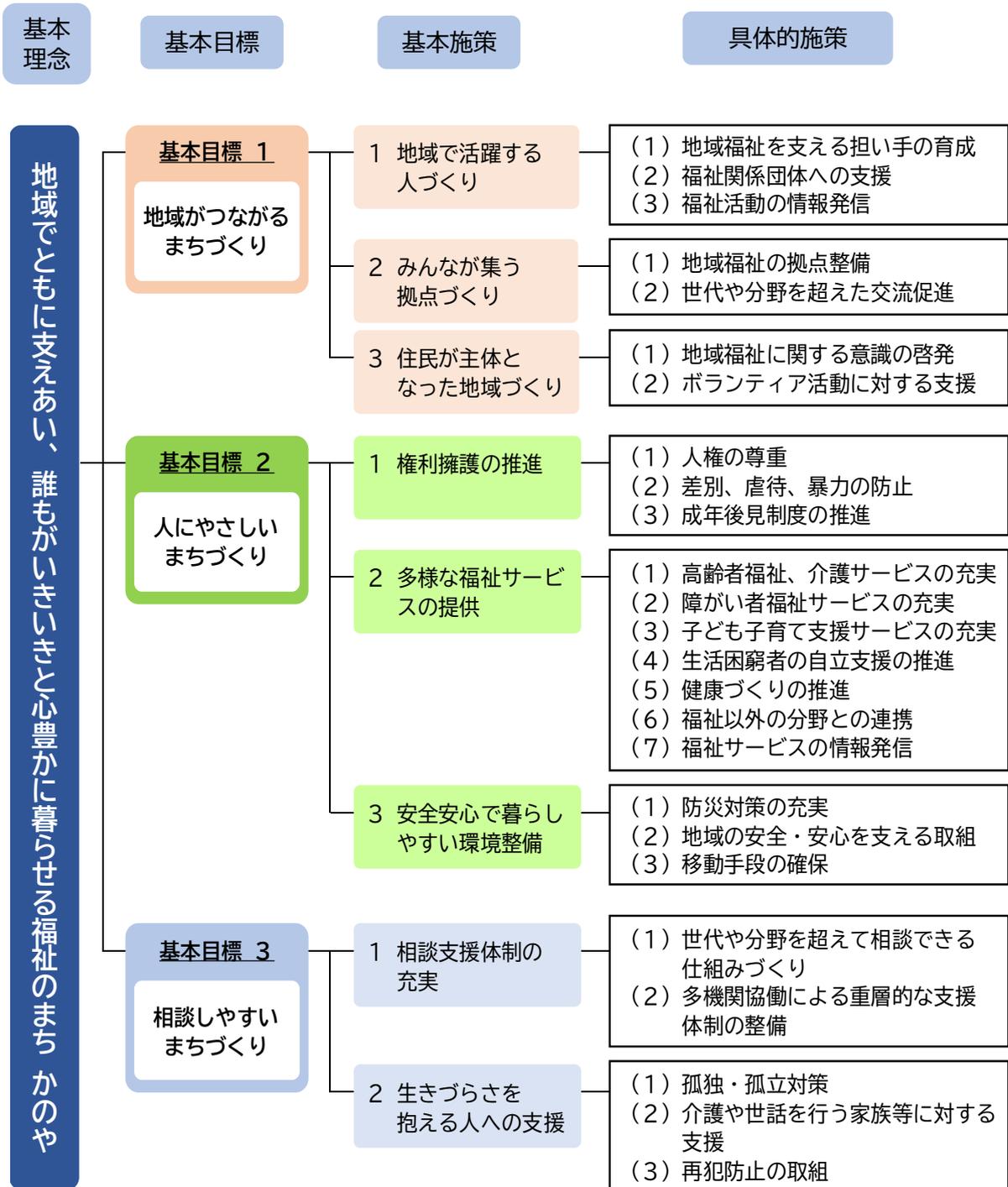
一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、多様な福祉サービスの充実や情報提供のさらなる充実を図ります。また、誰もが生活しやすい安全で安心なまちづくりに向けて生活環境の整備に取り組めます。

基本目標3 相談しやすいまちづくり

地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ、関係機関と連携した相談支援体制を充実させるとともに、必要な支援に円滑につなぐことのできる総合的な支援体制を構築します。また、地域で孤立させない取組や犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた取組を推進していきます。

6 計画の体系及び施策の展開

「地域でともに支え合い、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや」の基本理念のもと、3つの基本目標を達成するための方向性を「基本施策」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉の取組を「具体的施策」として示します。



基本目標 1

地域がつながるまちづくり

地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が連携しながら、人のつながりや地域を生かし、住みよさを実感できる地域づくりに取り組みます。

現状と課題

- ・地域を支える担い手が減少しています。
- ・地域での人のつながりが求められています。

取組の方向性

- 地域福祉を担う人材を育成・支援に努めます。
- 気軽に集い交流できる場を創出します。
- 住民の自主的な社会福祉活動への参加を促進します。

基本施策 1 地域で活躍する人づくり

(1) 地域福祉を支える担い手の育成

- ・社協等と連携し、ボランティア団体や NPO等の育成、活動支援
- ・福祉活動の情報や魅力を伝え、福祉活動への参加のきっかけづくり

(2) 福祉関係団体への支援

- ・担い手の確保・育成に向けた支援
- ・団体への研修や交流促進の機会創出

(3) 福祉活動の情報発信

- ・地域の福祉活動の積極的な情報発信
- ・デジタルツールの活用



高齢者による見守りボランティアの様子



スマートフォンアプリ「かのやライフ」

基本施策 2 みんなが集う拠点づくり

(1) 地域福祉の拠点整備

- ・地域福祉の拠点となる福祉プラザの利用促進
- ・地域にある既存の公共施設の適切な維持管理と有効な利活用

(2) 世代や分野を超えた交流促進

- ・子育てサロンや高齢者サロンなどでの交流促進
- ・スポーツを通じた障がい者の交流
- ・仲間づくりや生きがいづくり
- ・学ぶ場の充実



福祉プラザでの団体活動紹介



子育て交流プラザの様子

基本施策 3 住民が主体となった地域づくり

(1) 地域福祉に関する意識の啓発

- ・住民が主体的に地域課題を把握し解決する場である地域福祉協議会の設立支援
- ・イベント等を通じて多くの人に福祉とふれあう機会を創出

(2) ボランティア活動に対する支援

- ・福祉活動に対する理解や参加の機会創出
- ・ボランティア活動への参加促進
- ・ボランティア活動に対する相談受付や情報提供



ボランティアフェスティバルの様子



ボランティア体験学習の様子

基本目標2

人にやさしいまちづくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供の更なる充実を図ります。また、誰もが生活しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、生活環境の整備に取り組みます。

現状と課題

- ・あらゆる差別や暴力への対応が求められています。
- ・必要な福祉サービスの提供と暮らしやすい環境整備が必要です。

取組の方向性

- 互いの人権を尊重する社会の実現に取り組めます。
- 支援を必要としている人へ適切な福祉サービスを提供します。
- 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていける環境を整備します。

基本施策1 権利擁護の推進

(1) 人権の尊重

- ・ハンセン病や拉致問題等、学校や家庭等あらゆる機会を通じた人権教育の推進
- ・性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的マイノリティなどの多様性の尊重

(2) 差別、虐待、暴力の防止

- ・関係機関との情報共有、連携体制の強化
- ・男女共同参画の推進、差別、虐待、暴力の防止、早期発見・対応

(3) 成年後見制度の推進

- ・支援が必要な人への早期発見と支援及び制度の周知や啓発の促進
- ・中核機関の設置に向けた取組



「女性と変わるこれからのワタシと鹿屋を考えるワークショップ」の様子

基本施策2 多様な住民サービスの提供

(1) 高齢者福祉、介護サービスの充実

- ・生きがいづくり、介護予防の推進等

(2) 障がい者福祉サービスの充実

- ・障がい者の自立と社会参加の促進等

(3) 子ども子育て支援サービスの充実

- ・子どもの居場所、仕事と子育ての両立等

(4) 生活困窮者自立支援の推進

- ・生活相談、就労相談、住居確保等



(5) 健康づくりの推進

- ・各種検診、生活習慣病予防、メンタルヘルス等

(6) 福祉以外の分野との連携

- ・住宅確保用配慮者への支援、農福連携の推進等

(7) 福祉サービスの情報発信

- ・多様なツールを利用した情報発信



基本施策3 安心で暮らしやすい環境整備

(1) 防災対策の充実

- ・要援護者台帳を活用した地域で助け合える体制の整備
- ・災害ボランティアセンターの設置等

(2) 地域の安全・安心を支える取組

- ・防犯パトロールや見守り活動の支援
- ・高齢者や障がい者、子どもの見守り活動の充実等

(3) 移動手段の確保

- ・地域の実情を踏まえた移動手段の確保
- ・高齢者や障がい者に対する一部助成



地域防災避難訓練の様子



地域の見守り活動の様子

基本目標3

相談しやすいまちづくり

地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ、関係機関と連携した相談支援体制を充実させるとともに、必要な支援に円滑につなぐことのできる包括的な支援体制を構築します。また、地域で孤立させない取組や犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた取組を推進していきます。

現状と課題

- ・8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。
- ・困ったときに頼れる人が身近にいない場合があります。

取組の方向性

- 誰もが気軽に相談できる支援体制を構築します。
- 悩みや不安を抱えている人を孤立させない仕組みづくりを推進します。

基本施策1 相談支援体制の充実

(1)世代や分野を超えて相談できる仕組みづくり

- ・既存の相談支援や地域づくりの取組を活用した包括的な相談支援体制の整備
- ・既存の仕組みでは支援が届かない人への継続的な見守り活動を通じた支援



(2)他機関協働による重層的な支援体制の整備

- ・複合的な課題を抱える相談等に対し、多様な関係機関が協働して、状況共有や役割分担、支援方法の検討
- ・支援が必要な人に対して地域や人とつながる居場所づくりや社会参加への支援



基本施策2 生きづらさを抱える人への支援

(1)孤独・孤立対策

- ・民生委員等による見守り活動を通じて孤立しやすい人の把握
- ・ひきこもりに対する支援の充実



(2)介護や世話をを行う家族等に対する支援

- ・在宅で介護を必要とする高齢者や障がい者の家族の負担軽減
- ・ヤングケアラーに対する支援

(3)再犯防止の取組

- ・犯罪や非行をした人の社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくり
- ・保護司等、更生保護関係者の活動の支援
- ・再犯防止に関する地域での理解促進



鹿屋市更生保護女性会

7 計画の推進

(1) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

評価にあたっては、総合計画や、関連する個別計画等による数値指標を活用するとともに、地域住民などの協働による数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



(2) 目標指標

本計画の目標指標は、第2次鹿屋市総合計画（令和元年度～令和6年度）との整合性を図るため、同計画における重要業績成果指標（KPI）及び同計画実施計画における成果指標（KPI）を用いることとしました。

なお、この目標指標は、同計画の計画期間である令和6年度の目標値であったため、令和7年度に第3次鹿屋市総合計画の策定に併せて、目標指標の見直しを行い、令和9年度の目標値を改めて設定しました。

基本目標	基本施策	具体的施策	目標指標（KPI）	数値目標				
				基準	実績（R3）	目標値（R6）	実績（R6）	目標値（R9）
基本目標1 地域がつながるまちづくり	基本施策1 地域で活躍する人づくり	(1) 地域福祉を支える担い手の育成 (2) 福祉関係団体への支援 (3) 福祉活動の情報発信	地域支え合い活動を行っている市民団体数（各年度3月末現在）	179団体 (平成29年度)	267団体	250団体	322団体	350団体
	基本施策2 みんなが集う拠点づくり	(1) 地域福祉の拠点整備 (2) 世代や分野を超えた交流促進	高齢者の運動サロン等への参加人数（※住民主体の運動サロン（1回1時間以上）に週1回以上参加）	107人 (平成29年度)	1,582人	3,000人	2,185人	2,360人
	基本施策3 住民が主体となった地域づくり	(1) 地域福祉に対する意識の啓発 (2) ボランティア活動に対する支援	ボランティア活動者数 (高齢者元気度アップアップポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録し、ボランティア活動を行う高齢者数)	2,842人 (令和元年度)	3,475人	4,000人 (令和5年度)	3,975人	4,400人
基本目標2 人にやさしいまちづくり	基本施策1 権利擁護の推進	(1) 人権の尊重 (2) 差別、虐待、暴力の防止 (3) 成年後見制度の推進	人権問題講演会参加者で「理解が深まった」と回答した人の割合	98% (令和3年度)	98%	100%	97%	100%
	基本施策2 多様な福祉サービスの提供	(1) 高齢者福祉、介護サービスの充実 (2) 障がい者福祉サービスの充実 (3) 子ども子育て支援サービスの充実 (4) 生活困窮者自立支援の推進 (5) 健康づくりの推進 (6) 福祉以外の分野との連携 (7) 福祉サービスの情報発信	介護認定率	20.4% (平成29年度)	19.3%	18.5%	18.5%	18.2%
			障害児通所支援利用者負担軽減事業助成件数	578人 (平成30年度)	565人	578人	884人	1,000人
			子育て広場の延べ利用者数	27,331人 (令和元年度)	18,657人	40,000人	37,137人	37,038人
			生活保護受給者（プログラム参加者）の自立率	37.0% (平成30年度)	23.3%	45.0%	17.4%	50.0%
	基本施策3 安全安心で暮らしやすい環境整備	(1) 防災対策の充実 (2) 地域の安全・安心を支える取組 (3) 移動手段の確保	各種がん検診受診率	10.1% (平成30年度)	11.5%	15.0%	10.6%	15.9%
			防災出前講座参加者数	377人 (平成29年度)	1,130人	600人	1,597人	1200人
交通事故死傷者数			399人 (平成29年度)	254人	385人	228人	217人	
基本目標3 相談しやすいまちづくり	基本施策1 相談支援体制の充実	(1) 世代や分野を超えて相談できる仕組みづくり (2) 多機関協働による重層的な支援体制の整備	くるりんバス及び乗合タクシーの利用者数	36,210人 (平成29年度)	31,769人	46,000人	41,193人	46,000人
			重層的支援会議の開催	12回 (平成29年度)	12回	12回	21回	12回
	基本施策2 生きづらさを抱える人への支援	(1) 孤独・孤立対策 (2) 介護や世話を行う家族等に対する支援 (3) 再犯防止の取組	複合的な生活課題を抱える（困難ケース）支援	50件 (平成29年度)	60件	50件	46件	60件
いのちの授業開催回数	7回 (平成30年度)	19回	37回	25校	36校			
市内における刑法犯認知件数	339件 (平成30年度)	256件	300件	447件	300件			



鹿屋市のイメージキャラクター
「ばらちゃん」と「ばらくん」

第2次鹿屋市地域福祉計画（概要版）

発行日 令和5年3月

改訂日 令和8年2月

発行 鹿屋市

編集 鹿屋市保健福祉部福祉政策課

893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL 0994-31-1113 / FAX 0994-44-2494